5147	東向鉄工株式会社　兵庫県明石市二見町南二見十二番地の七　平成二十四年七月三十日から平成二十五年七月二十九日まで
5148	朝日建材工業株式会社　香川県綾歌郡綾川町陶千五百番地六十三　平成二十四年七月三十日から平成二十五年七月二十九日まで

○国土交通省告示第九百十八号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十三年国土交通省告示第四十号を参照。）

イ　誘導路

延長　四万三千二百八メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年九月二十日

○国土交通省告示第九百十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年八月二十三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

第四項の表那覇ＩＬＳの項中「那覇空港及びその周辺」を「那覇空港内」に改め、

ニードル　マーカー	75

を削り、「平成20年９月25日から供用再開」を「平成24年９月20日から平成24年12月12日まで供用休止」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年九月二十日から施行する。

○国土交通省告示第九百二十号

関西国際空港の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年八月二十三日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一　設置者の氏名及び住所　新関西国際空港株式会社　大阪府泉佐野市泉州空港北一番地

二　空港の名称及び位置　関西国際空港　大阪府泉南郡田尻町

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十一年国土交通省告示第百五十一号を参照。）

イ　誘導路

延長　一万九千八百二メートル

ロ　エプロン

面積　百十一万三千五百三十四平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十四年十月十八日

○海上保安庁告示第百九十九号

航路標識の位置の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	木更津港内第三号灯浮標
位置	
所在地	千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の東方約二・五キロメートル）
北緯	三五―二二―二九
東経	一三九―五三―一九
変更した事項	
位置	
所在地	千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の東方約二・六キロメートル）
北緯	三五―二二―三三
東経	一三九―五三―二三
変更年月日	平成二十四年七月二十四日
名称	渡久地港第一号灯浮標
位置	
所在地	瀬底島三角点（沖縄県国頭郡本部町）の北方約一・二キロメートル
北緯	二六―三九―四六
東経	一二七―五二―〇五
変更した事項	
位置	
所在地	瀬底島三角点（沖縄県国頭郡本部町）の北方約一・二キロメートル
北緯	二六―三九―四六
東経	一二七―五二―〇四
変更年月日	平成二十四年七月二十四日
名称	渡久地港第二号灯浮標
位置	
所在地	渡久地港南防波堤灯台（沖縄県国頭郡本部町）の西方約二・二キロメートル
北緯	二六―三九―四二
東経	一二七―五一―五九
変更した事項	
位置	
所在地	渡久地港南防波堤灯台（沖縄県国頭郡本部町）の西方約二・二キロメートル
北緯	二六―三九―四三
東経	一二七―五一―五九
変更年月日	平成二十四年七月二十四日

○海上保安庁告示第二百号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	渡久地港第十二号浮標
位置	
所在地	沖縄県渡久地港（渡久地港南防波堤灯台の西北西方約三三〇メートル）
北緯	二六―三九―四二
東経	一二七―五三―〇七
廃止年月日	平成二十四年七月二十五日

○海上保安庁告示第二百一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月二十三日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	小名浜港三埼波除堤灯台
位置	
所在地	福島県小名浜港（三埼波除堤外端）
北緯	三六―五六―一四
東経	一四〇―五四―三二
変更した事項	
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
変更年月日	平成二十四年七月二十五日
名称	渡久地港第五号灯浮標
位置	
所在地	渡久地港南防波堤灯台（沖縄県国頭郡本部町）の西方約一・五キロメートル
北緯	二六―三九―三八
東経	一二七―五二―二五
変更した事項	
位置	
所在地	渡久地港南防波堤灯台（沖縄県国頭郡本部町）の西方約一・五キロメートル
北緯	二六―三九―三六
東経	一二七―五二―二三
変更年月日	平成二十四年七月二十五日